

## 令和2年度下松市危険空き家除却促進事業補助金について

老朽化などにより倒壊や建築材の落下のおそれがある空き家の除却（解体）を促進し、市民の安全安心な暮らしを守ることを目的として、除却費用の一部を補助する制度です。

受付期間	令和2年11月30日（月）まで。 ※期間内であっても、予算額に達し次第（10戸程度）、終了します。
対象となる 空き家	・ <b>危険空き家</b> であること。（建築物の不良度の測定基準表及び周辺への危険度判定基準表で判定します。） ・下松市内にある一戸建てまたは長屋建てで、個人が所有するもの。 ・木造、軽量鉄骨造で延床面積の1/2以上が居住用のもの。
対象者 （申請者）	・下松市税等の滞納がなく、暴力団員等でない人。 ・危険空き家の所有者または相続人。 ・危険空き家の存在する土地の所有者または相続人で、危険空き家の所有者等の同意を得た人。 ※所有者等が複数いる場合は、全員の同意を得て申請してください。
対象工事	・市内に本店、支店、営業所等を有する解体工事業者が、空き家を解体し、敷地を更地にする工事。
補助金額	・対象経費または国の標準建設費の少ない額の1/3、上限50万円。 ※対象経費に草木の除草・伐採、家財道具・機械・車両等の処分及び地下埋設物（浄化槽等）の撤去費用等は含まれません。
その他	・空き家を除却することにより、固定資産税が高くなる場合があります。 ・その他の条件については、下記問い合わせ先へご確認ください。 ・手続きの流れは、裏面をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

〒744-8585 山口県下松市大手町3-3-3

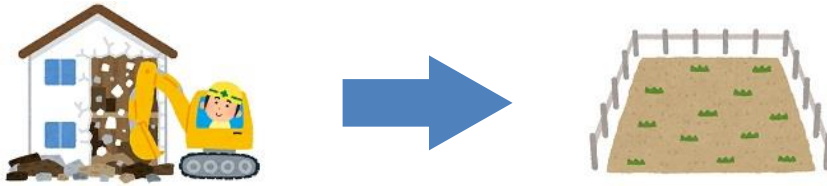
下松市建設部住宅建築課住宅係（市役所2階①番窓口）

TEL：0833-45-1851 FAX：0833-44-3613



下松市公式マスコットキャラクター  
くだまる

# 危険空き家除却促進事業補助金 手続きの流れ



## 事前調査の申請

- ☆ 「事前調査申請書」に関係書類【本人確認書類(運転免許証の写し等)、所有者等であることが分かる書類(登記簿、固定資産税等納税通知書、戸籍謄本等)、空き家の位置図と外観写真】を添えて提出してください。
- ☆ 市職員が補助対象となるか現地調査を行い、調査結果を「事前調査結果通知書」でお知らせします。

## 交付申請

- ☆ 補助対象となった場合、「交付申請書」に関係書類(市税完納証明書、工事見積書の写し、解体工事業者の土木工事業等の許可証の写し)を添えて提出してください。
- ☆ 書類等の審査を行い、対象となる場合は「交付決定通知書」を送付します。(対象外の場合は、「不交付決定通知書」を送付します)

## 工事着手

- ☆ 交付決定を受けた後に、解体工事請負契約を締結(工事発注)し、解体工事に着手してください。
- ☆ 申請内容を変更する場合は「変更計画書」、申請を取り下げる場合は「申請取下書」を提出してください。

## 完了報告書の提出

- ☆ 解体工事完了後 30 日以内に「完了報告書」に関係書類(契約書等、内訳の記載された請求書、廃棄物処分証明書等(E票)の写し、工事完了後の写真)を添えて提出してください。

## 補助金額の決定

- ☆ 補助金の額を決定し、「交付確定通知書」を送付します。

## 請求書の提出

- ☆ 「交付確定通知書」に記載の請求期限までに「補助金請求書」を提出してください。

## 補助金の支払い

- ☆ 約2週間後に口座に振り込まれます。